

掛川市指定給水装置工事事業者 講習会資料

指定給水装置工事事業者制度の概要
及び給水装置工事に係る諸注意

説明の内容

1. 指定給水装置工事事業者 各種届出事項
2. 掛川市給水装置工事に係る諸注意
3. 掛川市給水装置工事申込に係る
令和6年度の主な変更点・注意事項

1. 指定給水装置工事事業者 各種届出事項

1. 指定給水装置工事事業者 各種届出事項

～以下に該当する場合、水道工務係まで届出をお願いします～

【届出事項】

①主任技術者の選任・解任

②氏名又は名称変更(法人・個人)・住所変更・代表者変更

③役員の変更

④指定の廃止・休止・再開

※電話、FAX番号、メールアドレスの変更もお知らせください。

2 給水装置工事に係る諸注意

2 給水装置工事に係る諸注意(1)

給水装置工事の事前調査

申込書提出前に必ず現地確認を行ってください。

※マッピングの情報はあくまでも参考です。

- 給水管の有無、位置
- 出水確認
- 管種、口径など

① 必ず現地を確認し、把握したうえで申込書の提出をお願いします

道路を掘削する場合は占有が必要となる場合がありますので、より入念な事前調査、道路管理者(県道：袋井土木掛川支所、市道：掛川市維持管理課)への相談を行ってください

② 給水引込は1敷地に1引込までとし使用しない引込は閉栓すること

③ 基準通りに施工できない場合等は、事前の相談を確実に行ってください

2 給水装置工事に係る諸注意(2)

給水装置工事の申込

- ① 給水工事申込業者用マニュアルを熟読すること
- ② 最新版の様式かどうか確認すること(旧様式の場合は受付できません)
- ③ メータ出庫を要する場合は着手予定日の2週間前(φ30以上メータは着手予定日の40日前)、市道占用許可を要する場合は着手予定日の1カ月前、県道占用許可を要する場合は着手予定日の2カ月までに申し込むこと
- ④ 給水管の口径は当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと(水理計算の提出を指示する場合があります)
- ⑤ 誓約書が必要となる場合は、必ず申請前に市担当者に誓約書の内容の確認を取ること

2 給水装置工事に係る諸注意(3)

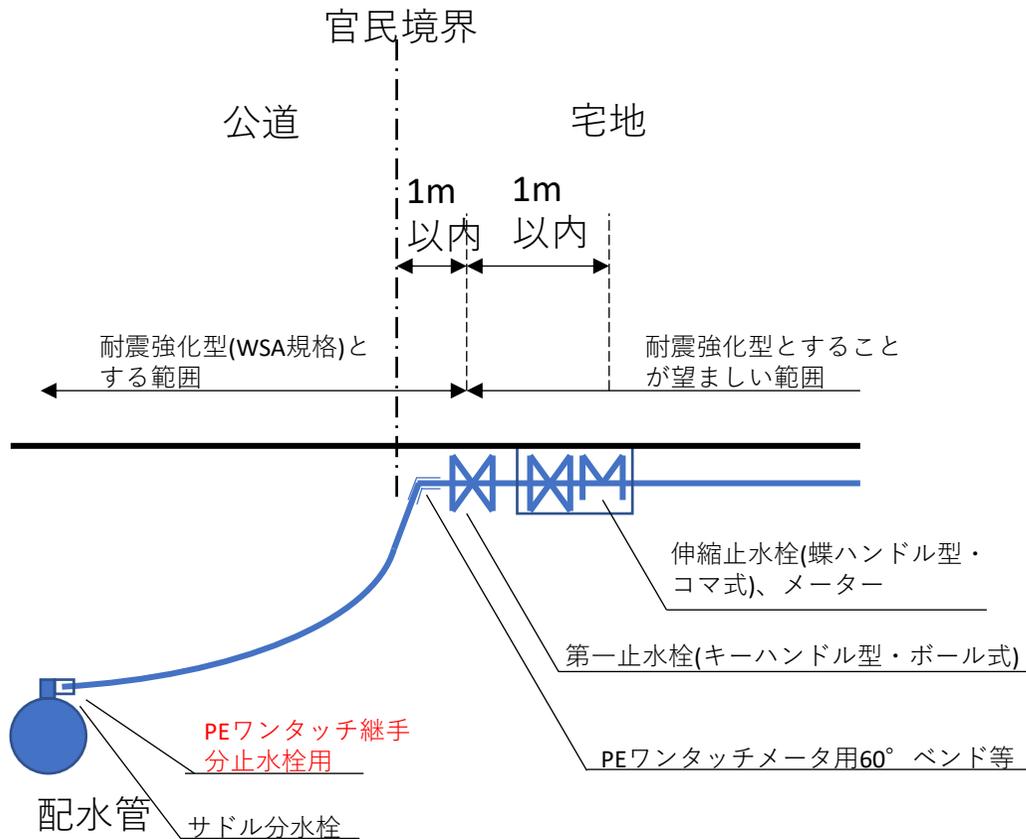
給水装置の施工①

- ① 第一止水栓の位置は官民界から1 m以内、量水器の位置は第一止水栓から管延長で1 m以内かつ官民境界から2 m以内とすること
 - ② 本管から垂直に分水、第一止水栓まで真っ直ぐに管を布設すること
 - ③ 分水位置は継手類から300mm以上離隔をとること
 - ④ アパート等、1つの敷地に複数のメーターを設置する場合は、**誤接続のないよう設置後に必ず再確認**すること
 - ⑤ 申請内容に変更が生じる場合は、**必ず事前に協議・承認**を取ること
- ※事前に協議・承認していない場合には、完成後でもやり直しまたは改善を指示します**

2 給水装置工事に係る諸注意(4)

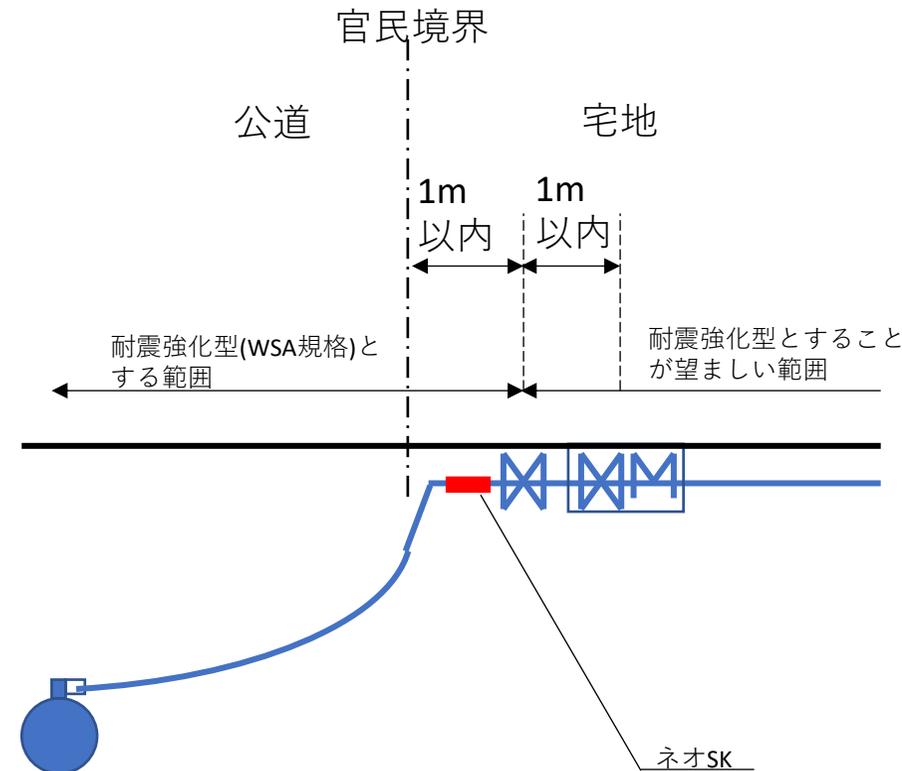
給水装置の施工② 配管例

新規に分水する場合



引込管がPEPの場合Φ75以上の場合は引込管をHPPEとすること
分水栓接続箇所はメーターユニオンでなく、必ず分止水栓用を使用すること

既設の引込がある場合

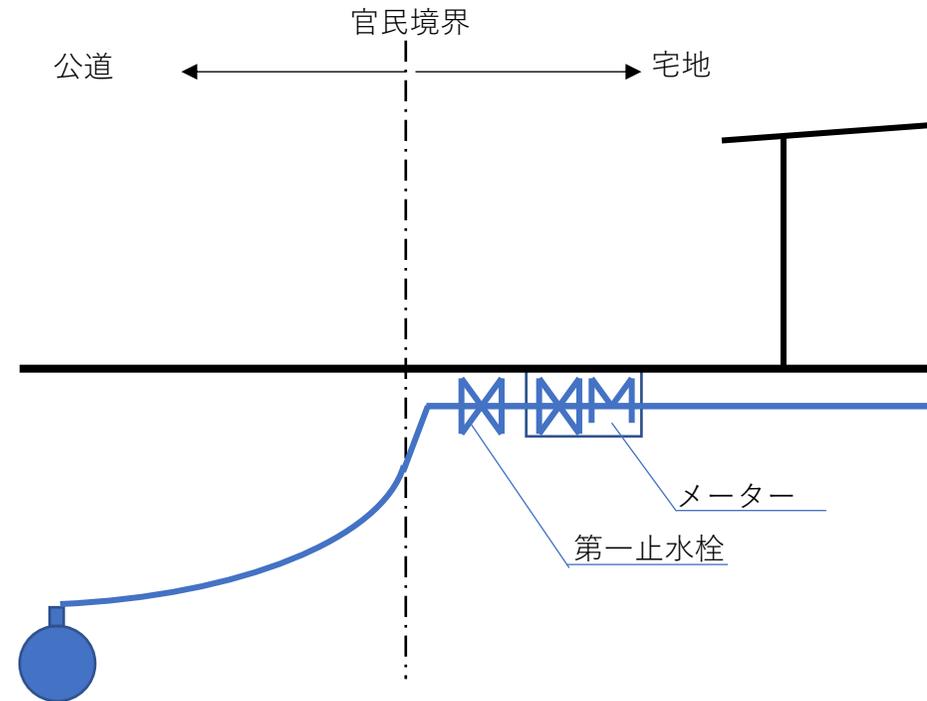


第一止水栓の一次側で圧着をかける場合、補強はMCユニオンではなく、ネオSKを使用すること

給水装置工事に係る諸注意(5)

給水装置の竣工・管理

- ① 給水装置工事完了後、**引渡し前に竣工検査を済ませること**
- ② 竣工図は当初の図面の修正箇所、指摘箇所を反映し作成し直すこと
※図面の修正は、必ずデータの修正をお願いします
- ③ 給水装置は所有者の財産であり、維持管理を行う義務を負う旨、申請者へ説明を行うこと



3. 掛川市給水装置工事申込に係る 令和6年度の変更点・注意事項

3-1 書類竣工検査の写真撮影例

3-2 市道占用申請提出から許可までの流れ

3-3 県道占用申請提出から許可までの流れ

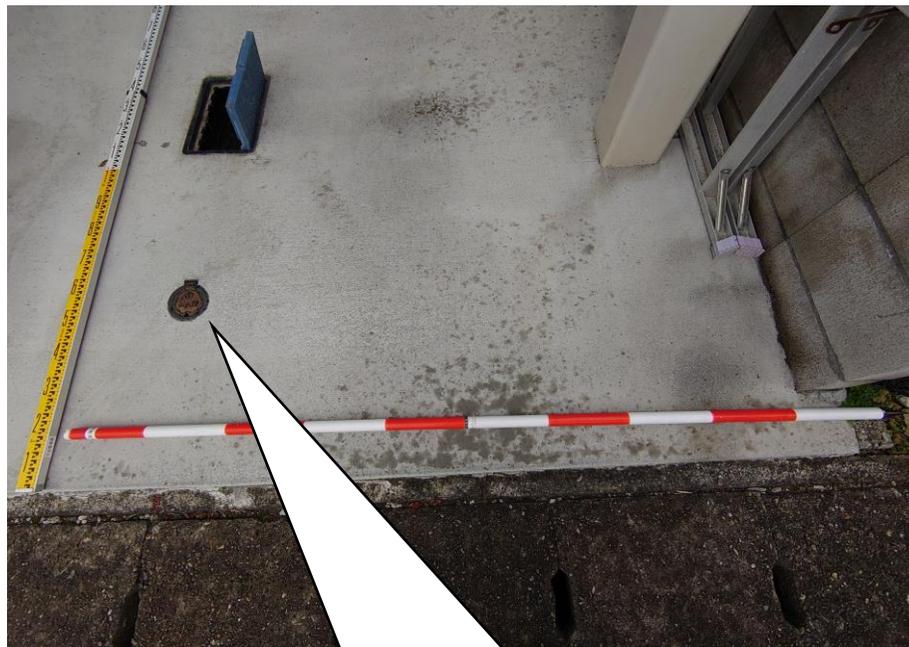
3-1 書類竣工検査の写真撮影例

(1) 全景



前面道路、周囲の状況、全体の配置、止水栓・量水器の配置がわかるように撮影してください。複数枚にわたる場合は撮影方向等がわかるようにしてください。

(2) 止水、メータ位置オフセット

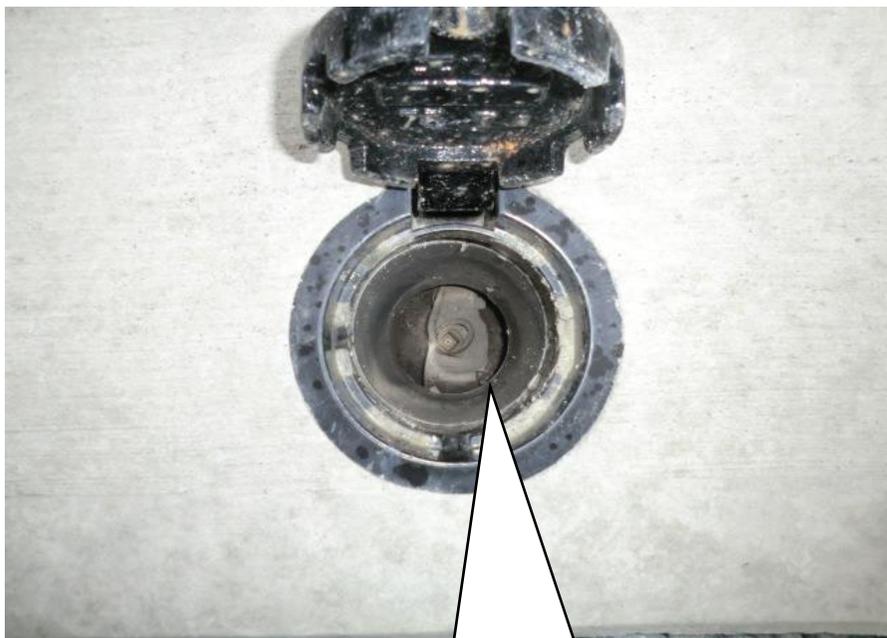


2 mポール等で、オフセット距離が写真上で判別できるようにしてください

止水栓～量水器が直線上にない場合は、ポールを2本使うなどして、止水栓～量水器の管延長がわかるようにしてください

3-1 書類竣工検査の写真撮影例

(3) 止水栓設置状況



フラッシュを使い、止水栓の様子が見えるようにしてください

(4) 量水器設置状況(フタ開き)

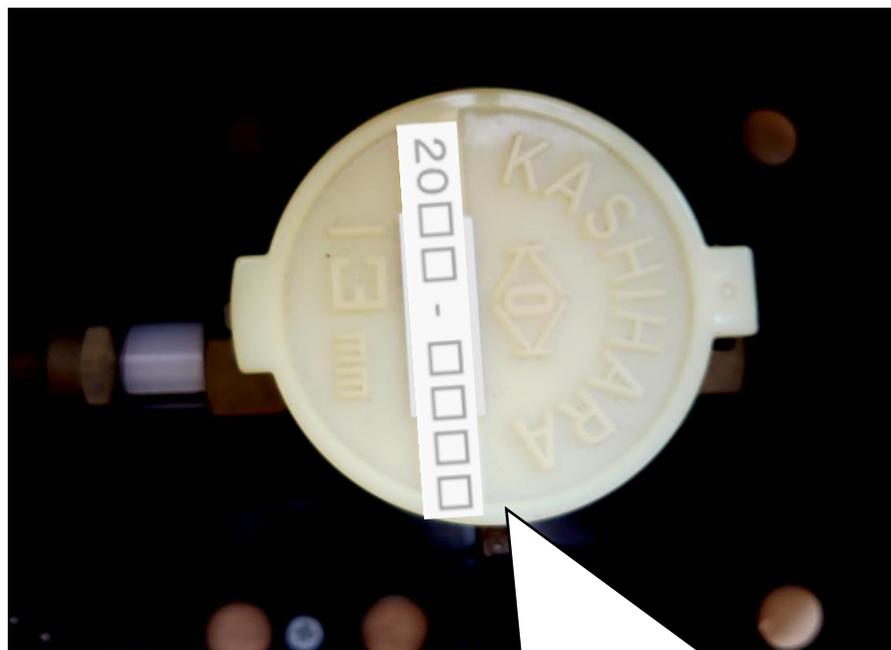


以下に注意して撮影してください

- 蓋を開き、流向がわかる状態であること
- Box内に水が無い状態であること
- 伸縮止水栓の伸縮部に半透明カバーを装着した状態であること
- 既設の伸縮止水栓に半透明カバーが無い場合、新規に購入し設置すること

3-1 書類竣工検査の写真撮影例

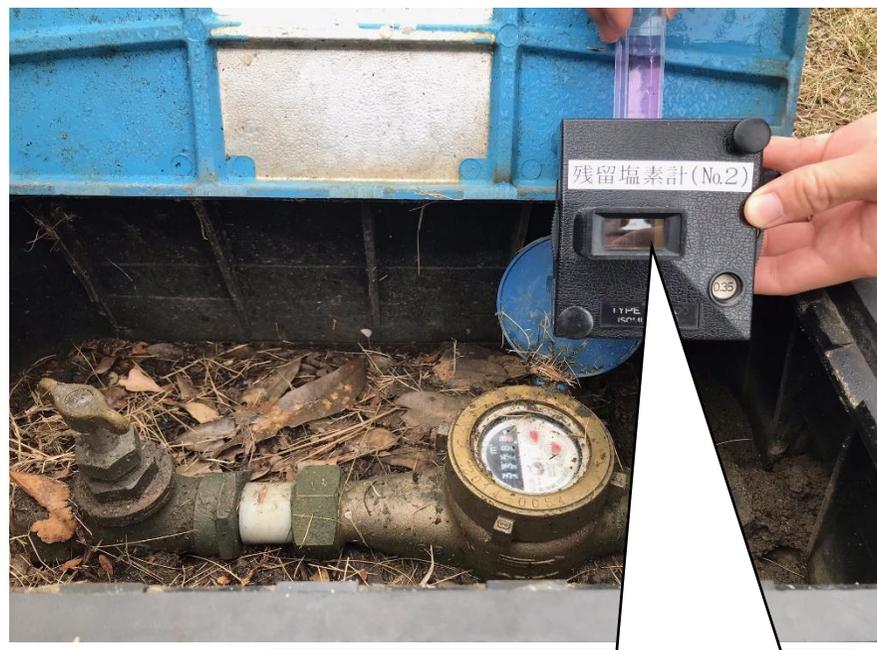
(5)量水器設置状況(フタ閉じ)



量水器番号、口径が読めるようにしてください
写真が見つらい場合、チョークで文字を見やすく
する等、工夫をしてください

(4)の写真と必ず同じ向きで撮影してください

(6)残留塩素発色状況



発色直後に量水器（量水器番号が
写るように）の横で撮影し、撮影
場所に間違いがないことが確認で
きるようにしてください。

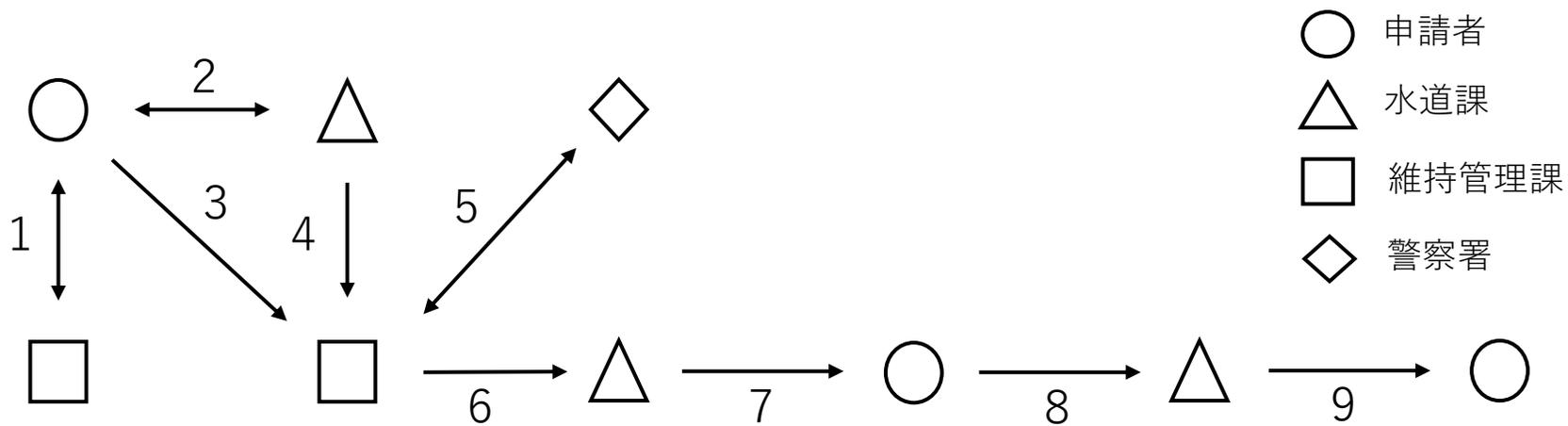
3-1 書類竣工検査の写真撮影例

(7)2つ並んだメータボックスの写真(フタ開) ※複数の量水器がある場合



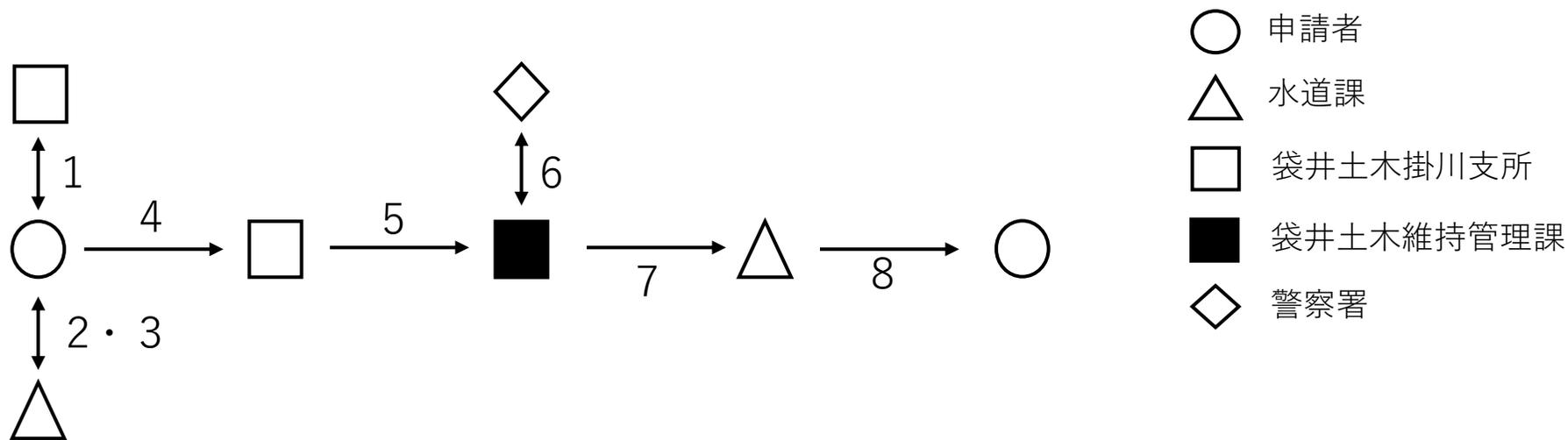
量水器を2つ並べる場合、量水器設置状況(2つの配置、各量水器の接写(蓋開・蓋閉))をそれぞれ撮影して下さい。

3-2 市道占用申請提出から許可までの流れ



1	申請者⇔維持管理課	事前協議
2	申請者⇔水道課	占用申請書提出・受付印押印返却
3	申請者→維持管理課	制限依頼書提出（受付印有占用申請書添付）
4	水道課→維持管理課	占用許可申請書提出
5	維持管理課⇔警察署	協議
6	維持管理課→水道課	占用許可証発行
7	水道課→申請者	占用許可証コピー発行
8	申請者→警察署	道路使用提出
9	警察署→申請者	道路使用許可発行

3-3 県道占用申請提出から許可までの流れ



1	申請者⇔袋井土木掛川支所	事前協議
2	申請者⇔水道課	占用許可申請書提出
3	水道課⇔申請者	文書番号入力後占用許可申請書返却
4	申請者→袋井土木掛川支所	占用許可申請書・制限依頼書提出
5	袋井土木掛川支所→袋井土木維持管理課	占用許可申請書・制限依頼書提出
6	袋井土木維持管理課⇔警察署	協議
7	袋井土木維持管理課→水道課	占用許可証、道路使用許可発行
8	水道課→申請者	占用許可証コピー、道路使用許可発行

ご不明な点はお問い合わせください。

掛川市上下水道部水道課水道工務係：0537-21-1716